

開成館改修設計施工業務に係る質問回答

No.	該当箇所	質問	回答	備考
1	実施要領	提案上限金額の内訳として、設計監理費と工事費をわけて設定されていますが、契約としては1本でされる予定でしょうか。それとも設計監理と改修工事とで2本の契約となりますか。	契約は1本の契約となります。	
2	仕様書 (リスク分担)	文化財建造物の修理の場合、修理後に修理箇所が増え、結果的に工事範囲が増える可能性が想定されます。そのような場合、増額変更されると考えてよろしいでしょうか。	リスク分担表「計画・設計リスク」「測量・調査リスク」の各項目により判断します。	
3	仕様書	階段等ユニバーサルデザインに対応できない箇所が多数発生すると想定されます。可能な限り対応するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ※当該建築物は重要文化財（建造物）であり、文化財の価値を損うような形状変更はできません。	
4	仕様書 (リスク分担)	過年度に実施された耐震診断の内容に見直しの必要性が生じた場合、その分の追加の人工は上乘せされると考えてよろしいでしょうか。	市と協議の上決定しますが、過去に実施した調査に明らかな瑕疵があると判断される場合には、リスク分担表「測量・調査リスク-市が実施した測量・調査」のとおり市が負担します。 なお、明らかな瑕疵があると判断される場合を除き、追加の耐震診断を行う予定はありません。 また、再度の地震発生など、不可抗力による状況変化があった場合には、追加調査、工事については市が負担します。	
5	その他	修理及び活用整備の前提となる保存活用計画は策定済みでしょうか？ 策定済の場合、どのタイミングで共有していただけますでしょうか？ もし策定されている場合、見直しが必要になる可能性はありますか？	当該建築物は、保存活用計画は策定しておりません。	
6	その他	未策定で設計と並行して策定することになる場合、策定作業は設計監理費に含まれるということでしょうか？	現時点では策定の予定はありません。 そのため、策定作業は本業務に含んではいません。	
7	実施要領	活用事業の運営は行政の直営となりますか？それとも公民連携的な運用を想定されていますか？その場合、事業者側へのヒアリングや公募検討等の対応は今回の内容に含まれますか？	工事期間中の活用事業のうち、現場見学については、実施要領5ページ8(5)ア(ウ)にあるとおり、今回の内容に含まれていますので、実施方法を提案してください。 工事完了後の活用事業については、今回の内容に含んでおりません。	
8	その他	修理工事検討委員会は設置されていますか？また今後設置予定でしょうか。	修理工事検討委員会という組織は設置しませんが、必要に応じて月1回程度、受注事業者関係者・市（文化振興課・建築課）との打ち合わせを実施します。また、必要に応じ、県教育庁職員や外部有識者を招いた指導を行います。	
9	その他	将来的に国指定重要文化財を目指す想定はされていますか？ 仮に重文指定を目指す場合、国指定建物レベルの修理工事報告書の策定が必要となりますが原稿執筆や編集、印刷費は含まれていますか？	国指定重要文化財を目指すことについては未定ですが、仕様書4ページにあるとおり、別途市が作成する改修工事報告書に必要な写真・図面等のデータ提供及び建設当初の部材を明記した図面の作成が今回業務に含まれています。 原稿執筆や編集、印刷費は含みません。	

No.	該当箇所	質問	回答	備考
10	その他	復原を伴う現状変更または管理活用の観点での現状変更の可能性は想定されますか？	文化財の価値を保つ範囲での現状変更は、想定しています。	
11	その他	工事進捗中に判明したことに起因する内容変更が生じた場合、対応は国指定重文と同様の対応と考えてよろしいでしょうか？	県指定重要文化財としての対応となります。なお、現地指導等は県職員等が対応します。	
12	実施設計特記仕様書	実施設計において雷保護設備図を求められていますが、準拠すべき基準はございますか。	特記仕様書は、一般的な仕様書となっています。提案内容で雷保護設備を追加する場合は作成してください。準拠すべき基準はありません。 なお、参考に、現在の設備に追加を行う場合に必要となる成果物を朱書で明示した一覧を添付します。	参考資料追加 「現在の設備に追加を行う場合に必要となる成果物を朱書した一覧（特記仕様書抜粋）」
13	実施設計特記仕様書	(6) 設備計画 ・電気 情報表示設備、誘導支援設備、監視設備 ・給排水衛生 衛生器具設備 (7) 屋外整備計画 ・駐車場・遊歩道 および 3. 成果物 実施設計 c. 電気設備 情報表示設備図、インターホン設備図、テレビ共同受信設備図、テレビ電波障害防除設備図、監視カメラ設備図、駐車場管制設備図、防犯・入退室管理設備図 d. 機械設備 空気調和設備図、排煙設備図、衛生器具設備図、昇降機設備図 の記載がありますが、予定しているシステムや機器はありますでしょうか。	市では、現時点で指定・予定しているシステム、機器はありません。 特記仕様書は、一般的な仕様書となっており、提案内容により、必要な成果物を作成していただくこととなります。 なお、参考に、現在の設備に追加を行う場合に必要となる成果物を朱書で明示した一覧を添付します。 (提案内容で、設備の追加を行わない場合は、黒字で明示した部分の成果物を提出いただくこととなります) 例：インターホン設備図 現在インターホンはないので、現状のままであれば作成しない。 提案の中で、インターホン設備の設置を合わせて提案する場合は成果物として提出する。	同上
14	実施設計特記仕様書	Ⅲ.成果物等の納入部数 計算書 ・省エネルギー関係計算書 の記載がありますが、省エネ法適合判定に係る計算書で、適合を予定しているものでしょうか。	開成館は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の適用除外になりますので、作成は不要です。 特記仕様書を修正します。	実施設計特記仕様書修正 (赤字見え消し)
15	実施要領	実施要領P2 3 参加条件 (1) 設計業務に関する要件 イ(ウ) 管理技術者及び担当技術者は工事監理業務を行う者を兼ねることができない とは、担当技術者を管理技術者が兼務する場合の管理技術者ということでしょうか。	設計業務の管理技術者と担当技術者を兼ねる兼ねないに関わらず、このどちらか又は両方を担当する者が工事監理業務を行う者と同じの者であってはならないという意味です。	
16	実施要領書	実施要領書 2 ページ 3. 参加条件 2) 改修業務に関する要件の監理技術者と 3) 工事監理業務に関する要件の管理技術者は兼務可能か。	兼務はできません。	

No.	該当箇所	質問	回答	備考
17	実施設計特記仕様書	<p>実施設計特記仕様書1ページ</p> <p>3. 設計と条件</p> <p>(4) 予定工事費</p> <p>・予定工事費の積算根拠及び積算時期を示して欲しい。</p>	<p>・積算根拠</p> <p>令和4年度に実施した総点検事業において、地震被害復旧、腐朽箇所の復旧（屋根葺き替えを含む）、文化庁「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引き」に基づく耐震補強の一例（基礎の補強、体力壁・補強柱の設置）、照明のLED化を実施した場合の金額です。</p> <p>・積算基準日</p> <p>令和4年12月27日</p>	
18	実施設計特記仕様書	<p>・提案採択から工事着手までに時間が掛かると思われるが、その間の物価上昇分に対する考え方を示して欲しい。</p>	<p>契約後に著しい物価変動が生じた場合は、市・受注事業者の協議により金額の変更を決定します。</p> <p>その場合、公共工事単価の上昇率等を参考にします。</p>	
19	実施設計特記仕様書	<p>・予定工事費の変更はあり得るのか。</p>	<p>予定工事費の変更は行いません。</p>	
20	仕様書	<p>・機能仕様概要に記載のある「支障がある場合」「協議を行う」によって仕様が変更になる場合は予定工事費の変更対象になるのか。</p>	<p>予定工事費の変更対象にはなりません。</p> <p>「協議を行う」とは手続きを示したものです。</p>	
21	実施設計特記仕様書	<p>4-2 担当技術者の資格要件</p> <p>(1) 建築(意匠・構造)担当社</p> <p>・建築士法による一級建築士</p> <p>・「木造住宅の耐震診断～」及び「重要文化財～」の2要件は、「または」ではなく「かつ」の理解で良いか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	
22	その他	<p>質問書に対する回答が質問の趣旨とずれている場合に再質問は可能か。</p>	<p>再質問の受付は行いません。</p>	
23	仕様書（リスク分担保表）	<p>提案後に詳細な調査をした結果として提案時と異なる事案が発生した場合は協議が可能か。</p>	<p>提案書提出後から契約候補者決定までは、協議できません。</p> <p>契約候補決定から契約締結までは、協議は可能ですが、選定の公平性を損う協議内容である場合は、実施要領11契約条件（3）の規定により契約を締結しない場合があります。</p> <p>契約締結後については、契約書に「本契約に定めのない事項については双方協議の上決定する」旨を定める予定です。</p>	
24	実施要領	<p>「実績の確認ができる書類（契約書等）」は、CORINS（工事実績情報システム）から出力した施工実績でもよいか</p>	<p>CORINSから出力した施工実績は、「実績が確認できる書類」とみなします。</p>	

No.	該当箇所	質問	回答	備考
25	様式4	事業所の主要業務実績書(設計) 契約金額(単位:百万円) 工事金額、設計金額どちらでしょうか。	<p>工事の契約金額を記載してください。設計・施工一体型の契約の場合は、設計金額を含めた全体金額を入れてください。</p> <p>例： A 設計と工事は別契約（設計業務契約金額1百万円 工事契約金額10百万円）で、設計業務のみを受注 →記載金額は「10百万円」 B 設計と工事を一体で契約（設計費・工事費含めて契約金額10百万円） →記載金額は「10百万円」 C 3社共同体で契約（設計費・工事費含め契約金額10百万円）し、設計業務を担当 →記載金額は「10百万円」 ※工事を担当した場合は、様式5「事業所の主要業務実績（工事）」の契約金額に「10百万円」を記載</p>	
26	実施要領	開成館改修設計施工業務公募型プロポーザル実施要領の5 スケジュールに提案金額内訳詳細（設計書）提出とありますが、その書式は、当社仕様の書式で宜しいでしょうか。	公共建築工事内訳書標準書式を使用してください。	
27	実施要領	同実施要領の8 参加申込書及び技術提案書の作成及び提出（1）提出書類6 実施体制図に積算その他の担当技術者を追記すべきでしょうか。様式6通りの作成でよろしいでしょうか。	提案書提出時には、必要ありません。実施設計時に報告していただくことになります。	
28	その他	仮設水道について 既存水道より分岐して使用可能でしょうか。（個メ-タ-設置して別途清算とする。）	可能です。ただし、今回施工箇所を除く部分は、開館する予定ですので、施設運営や見学者に支障が出ないように注意してください。	
29	仕様書	敷地北側に有る植栽(つつじ等)の撤去又移植は、可能でしょうか。	仕様書4ページ4（2）D01により撤去範囲・撤去時期を協議の上決定します。	
30	仕様書	敷地西側に有る既存鉄製門扉は、一時撤去の上復旧は、可能でしょうか。（道路面に仮設ゲ-トを設置する）	可能です。この場合、仕様書4ページ4（2）D02と同様の扱いとします（費用は受注者の負担となります）。	